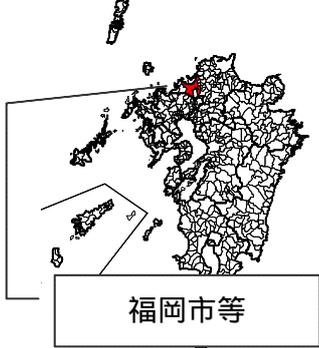


福岡アジアビジネス特区

都道府県名：	福岡県	
申請主体名：	福岡県 福岡市	
区域の範囲：	福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）	

特区の概要： 外国人研究者の受け入れ、創業、産学連携、物流に関する規制の特例を活用し、博多港の国際ゲートウェイ機能を強化するとともに、博多湾東部臨海部において、未来型モデル都市づくりを行う「アイランドシティプロジェクト」、アジアにおけるシステムLSIの設計開発拠点化をめざす「シリコンシーベルト福岡」など各種プロジェクトを加速化することにより、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、アジアにおける産業交流拠点を形成する。

- 適用される規制の特例措置：**
- ・ 国立大学教員等の勤務時間内兼業の容認
 - ・ 外国人研究者受入れ促進
 - ・ 外国人の入国、在留申請の優先処理
 - ・ 臨時開庁手数料の軽減
 - ・ 税関の執務時間外における通関体制の整備
 - ・ 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化
 - ・ 国有施設等の廉価使用の拡大
 - ・ 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化
 - ・ 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化